

## 港区立みなと科学館の管理運営に関する年度協定(令和2年度)の変更協定書

港区〔教育委員会〕(以下「甲」という。)とトータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループ(以下「乙」という。)とは、令和2年4月1日付で甲と乙との間で締結した、港区立みなと科学館の管理運営に関して締結した「港区立みなと科学館の管理運営に関する年度協定書(令和2年度)」(以下「原協定書」という。)の一部を下記のとおり変更する協定(以下「本変更協定」)を締結する。なお、その他の事項については、原協定書の定めるとおりとする。

### 記

#### 1 原協定書第4条に定める指定管理料の額について

「年間 298,956,305 円(消費税を含む。)」

を

「年間 282,128,305 円(消費税を含む。)」

に改める。

#### 2 原協定書第5条第2項に定める四半期ごとの指定管理料の支払額について

下表を

(支払の内訳)

対象期間	支払額
第1四半期	74,739,075 円
第2四半期	74,739,075 円
第3四半期	74,739,075 円
第4四半期	74,739,080 円
合計	298,956,305 円

下表に改める。

(支払の内訳)

対象期間	支払額
第1四半期	74,739,075 円
第2四半期	74,739,075 円
第3四半期	74,739,075 円
第4四半期	57,911,080 円
合計	282,128,305 円

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月25日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区教育委員会 ⑩

乙 千代田区紀尾井町3番23号  
トータルメディア・東急コミュニティー  
みなと科学館運営グループ  
代表団体 株式会社トータルメディア開発研究所  
代表取締役 山村 健一郎 ⑩